

「北海道空き家情報バンク」について

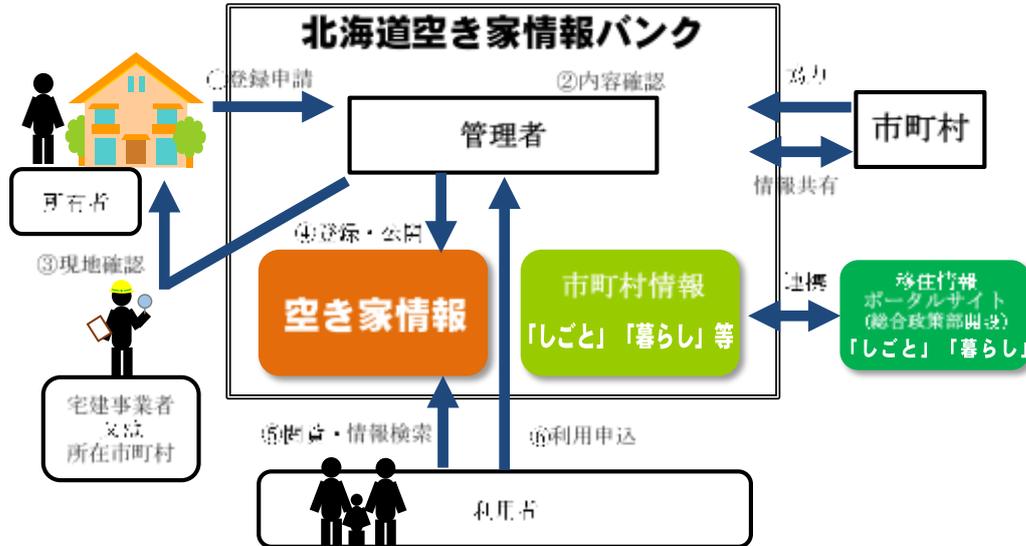
1 北海道空き家情報バンクの目的

- ・ 移住・定住の促進や住宅ストックの循環利用を図るため、道内市町村の空き家バンクの取組などと連携を図りながら、「空き家情報バンク」を開設する。
- ・ 「空き家情報バンク」の開設など空き家の利活用の促進については、『北海道創生総合戦略』、『新・北海道ビジョン推進方針（平成 27 年 8 月）』などに位置づけ、移住・定住の取組とも連携しながら取り組むこととしている。

2 北海道空き家情報バンクの概要

項目	内容
対象区域	○ 道内全域（空き家バンクの有無に関わらず全市町村）
開設方法	○ インターネットを活用しサイトを開設
情報の入力方法	○ 所有者による申請を基本とする（※ Web または紙媒体による申請） 【登録申請項目】 基本情報..... 所在地、所有者、売買または賃貸、価格 など 物件概要..... 建築年、構造、面積、間取り、利用状況 など 設備等の状況..... 電気、ガス、水道、下水道 など（不具合状況を含む） 所在地情報..... 自然環境、生活利便性、交通利便性 など ※ 所在地情報は、物件を検索するための PR 内容
既存の市町村バンクとの関係	○ 既存の市町村の空き家バンクとの情報共有化を図る 〔市町村バンクの既存情報について空き家情報バンクにも掲載 空き家情報バンク掲載物件を市町村へ情報提供〕 ○ 既存の市町村の空き家バンクとリンク
連携する情報	○ 「しごと」、「暮らし」、「観光」などに関する情報（移住・定住者向け）と連携 〔「しごと」：ハローワークなどとも連携した就業情報の提供 「暮らし」：学校や病院など地域での暮らしに関する情報の提供 など〕 ※ 道の総合政策部が開設する移住情報ポータルサイトと相互に連携
登録について	○ 登録希望物件に対して、仲介可能な宅建事業者（仲介事業者）がいる場合 または ○ 登録希望物件に対して、仲介可能な宅建事業者（仲介事業者）がいない場合は、所在市町村の協力（現地確認）が得られる場合

3 北海道空き家情報バンクのしくみと登録などの流れ



【登録申請～契約までの概要】

①空き家等の所有者が登録申請	<ul style="list-style-type: none"> ・制度内容や物件情報の公開、個人情報取扱等について「同意」いただける場合は、Web上の登録申請フォームに物件情報等を入力し登録申請します（書類申請も可能） <p>※登録には、登記されていることが必要です。</p>
②管理者による申請内容の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者（道、又は委託者）が内容を確認し、仮登録（非公開）します。 <p>※必要に応じて申請者に内容を確認します。</p>
③申請物件の現地確認	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者等の立会いのもと、現地確認を行い、申請内容に不整合などがある場合は修正します。 <p>※現地確認者：宅建事業者（不動産関係団体経由）、又は所在市町村</p> <p>※住宅等の不動産を売却や賃貸する場合は、不動産業者（宅建事業者）に仲介を依頼することが一般的です。</p> <p>※宅建事業者が仲介を行う場合は、媒介契約が必要であり、成約時に仲介手数料（宅宅地建物取引業法に基づく上限有）を支払う必要があります。</p> <p>※現地確認の結果、申請内容に不整合があった場合は、変更申請が必要です。</p>
④正式登録・公開	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者がWeb上に公開し、正式登録します。 <p>※登録等の申請が完了した場合は、申請者に状況を通知します。</p>
⑤利用者の閲覧	<ul style="list-style-type: none"> ・登録情報について、複数条件で検索して、希望物件を探します。
⑥利用者の申込	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの問合せフォームにより、利用希望者の氏名、連絡先等の必要事項を入力して連絡します。 ※仲介事業者がない場合、管理者から当事者同士の契約となることを説明し、物件の所有者等に利用者の連絡先を情報提供します。 ・又は、インターネットに表示される物件毎の問合せ窓口に直接連絡します。 <p>※北海道、バンク管理者、所在市町村は、空き家等の当事者間の売買又は賃貸借に関する交渉及び契約について直接関与しません。</p>
⑦契約完了	<ul style="list-style-type: none"> ・Web上の「変更・抹消申請フォーム」、又は「書類申請」により、仲介事業者、又は登録申請者、購入者等が成約済として申請し、成約済物件として空き家情報バンクから抹消します。

登録申請 必要事項	<p>【同意確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な管理状態の空き家、空き地であり、登記済であること ・申請する空き家等に係る税の滞納がないこと ・申請内容に誤りがないこと ・登録情報について、北海道、所在市町村と情報を共有すること及び所在市町村の空き家バンクにも掲載すること ・原則、担当仲介事業者（宅地建物取引業事業者）による仲介を行うこととするため、登録情報について、不動産取引関係団体に情報を共有すること ・登録情報について、北海道、不動産取引関係団体、所在市町村が現地確認する際の敷地へ立入すること ・登録内容を北海道空き家情報バンクホームページ上で公開すること ・北海道、北海道空き家情報バンクの管理者、所在市町村は、空き家等の当事者間の売買又は賃貸借に係る交渉及び契約について、直接関与しないこと ・暴力団員等ではないこと <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本（登記事項証明書）の写し：書類又は電子データ（PDF・写真画像） ・物件写真（10点まで）：書類又は電子データ（PDF・写真画像） ・図面等：書類又は電子データ（PDF・写真画像） ・周辺地図（書類申請の場合必要になります） ・媒介契約書写し（仲介事業者がいる場合）：書類又は電子データ（PDF・写真画像）
----------------------	--

4 「北海道空き家情報バンク」 URL

<https://www.hokkaido-akiya.com>



5 スケジュール等

- ・平成28年2月中旬～3月下旬・・・一般利用者向け試験運用
（「移住情報ポータルサイト」の開設と同時開設）

※「北海道空き家情報バンク」は、「移住情報ポータルサイト」と連携していることから、同サイトの開設に合わせて公開するものの、本年4月からの本格運用までの間、市町村との情報共有方法など運用上の不具合の解消や、市町村からの意見等を踏まえた修正を可能とするよう、それまでの間は試験運用としています。

- ・平成28年4月～・・・・・・・・・・正式運営開始